

第2節

新たな脅威や多様な事態への 実効的な対応

防衛大綱では、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応を防衛力の第一の役割として位置付けている。

本節では、新たな脅威や多様な事態に対する統合運用

体制下での自衛隊の対処のあり方、防衛省・自衛隊がこれまで取り組んできている事項について説明する。

参照 > Ⅱ部2章2節 (P105)

1 弾道ミサイル攻撃などへの対応

近年、国際社会における弾道ミサイルや大量破壊兵器の不拡散のためのさまざまな努力が行われているが、依然として拡散は進展している。また、06（平成18）年7月、北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射し、弾道ミサイルによる脅威が現実のものであることが改めて確認された。

こうした背景から、わが国は弾道ミサイル攻撃などへの対応に、より万全を期すため、04（同16）年度から弾道ミサイル防衛（BMD）システムの整備を開始し、05（同17）年には、自衛隊法の所要の法改正、同年12月には、安全保障会議と閣議において、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。

また、昨年12月18日（日本時間）にはイージス艦¹「こんごう」がハワイ・カウアイ島沖において、スタンダード・ミサイル（SM-3）の発射試験を行い、発射された模擬弾道ミサイルを大気圏外において迎撃することに成功した。

これまでのペトリオットPAC-3²の配備に加え、イージス艦「こんごう」に対する弾道ミサイル能力の付与により、限定的ながら弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の多層防衛体制が整備された。

（図表Ⅲ-1-2-1 参照）

1 わが国の弾道ミサイル防衛

(1) BMDシステム整備の概要

ア 基本的考え方

03（平成15）年12月の閣議決定以降、わが国が整備を進めているBMDシステムは、現在自衛隊が保有しているイージス艦とペトリオット・システムの能力を向上させるとともに、自動警戒管制システム（JADGE）にBMD機能^{Japan Aerospace Defense Ground Environment}を付加することにより、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を連携して効率的に実施する多層防衛の考え方を基本としている。

イ BMDシステムの構成

わが国のBMDシステムは、飛来する弾道ミサイルを、イージス艦によりミッドコース段階において、またペトリオットPAC-3によりターミナル段階において、それぞれ迎撃する多層的なウェポンシステムを採用している。そしてこれに、わが国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するセンサー、さらにウェポンとセンサーを効果的に連携させて組織的に弾道ミサイルに対処するための指揮統制・戦闘管理・通信システムを加えて、全体のシステムが構成されている。

（図表Ⅲ-1-2-2 参照）

1) 目標の搜索、探知、分類識別、攻撃までの一連の動作を高性能コンピューターによって自動的に処理するイージス防空システムを備えた艦艇をいう。
2) ペトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの1つであり、主として航空機を迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステムである。

図表Ⅲ-1-2-1 わが国のBMD整備への取組の変遷

95（平成7）年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」および「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
98（平成10）年	北朝鮮が日本上空を越える弾道ミサイルを発射
	海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安全保障会議および閣議了承
99（平成11）年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした4つの主要構成品に関する共同研究開始
00（平成12）年	「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」を安全保障会議および閣議で決定し、海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究を引き続き推進するとともに、技術的な実現可能性などについて検討の上、必要な措置を講ずることを決定
02（平成14）年	米国がBMDの初期配備を決定
03（平成15）年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安全保障会議および閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
04（平成16）年	防衛大綱および中期防を安全保障会議および閣議で決定し、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立するための整備を引き続き行うとともに、共同技術研究の開発への移行について検討の上、必要な措置を講ずることを決定
05（平成17）年	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安全保障会議および閣議で決定
06（平成18）年	北朝鮮が日本海に向け7発の弾道ミサイルを発射
07（平成19）年	ペトリオットPAC-3の部隊配備開始、イージス艦「こんごう」がスタンダード・ミサイル（SM-3）発射試験成功

ウ BMDシステム整備の方針

整備にあたっては、取得・維持にかかわるコストを軽減しつつ、効果的・効率的なシステムの構築を図るとの観点から、現有装備品の活用を掲げている。前述のイージス艦とペトリオット・システムの能力向上をはじめ、センサーについても、現有の地上レーダーの能力向上型を活用するほか、新たに整備を開始した警戒管制レーダー（FPS5）³も従来型の経空脅威（航空機など）と弾道ミサイルの双方に対応できる併用レーダーである。また指揮統制・戦闘管理・通信システムとしての自動警戒管制システムについても同様である。

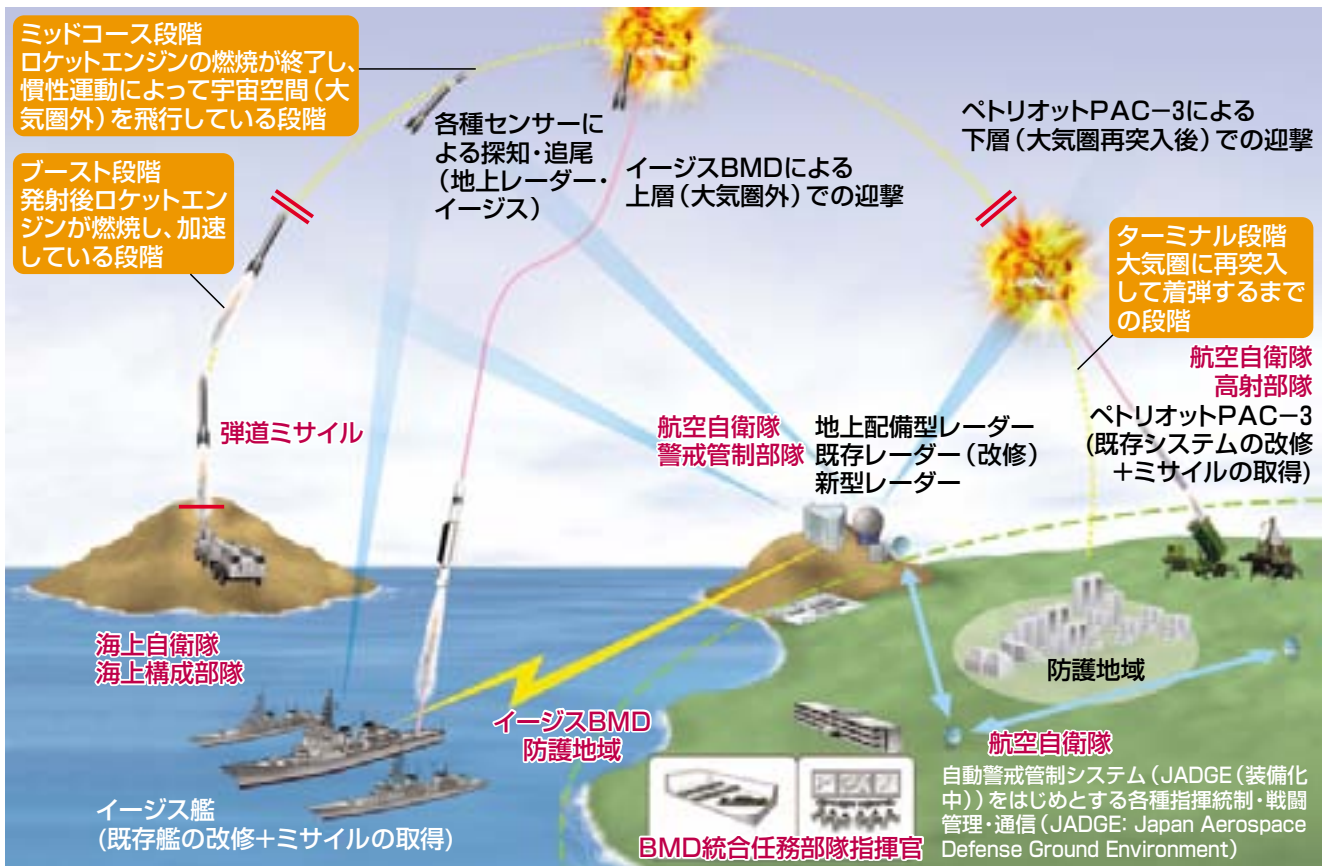
エ BMDシステム整備の状況

昨年度末までに、首都圏に所在する第1高射群の4個高射隊（入間、習志野、武山、霞ヶ浦）にペトリオットPAC-3を配備し、また、昨年12月末にはイージス艦「こんごう」にSM-3を搭載した。防衛省・自衛隊は、引き続きBMDシステムの整備を進めることとしており、11（同23）年度をもって、イージス艦（BMD機能付加）：4隻、ペトリオットPAC-3：16個FU⁴（高射隊分）、FPS-5：4基、FPS-3改（能力向上型）：7基をJADGEをはじめとする各種指揮統制・戦闘管理・通信システムで接続したシステムを構築することを当面の目標としている。

3) 弾道ミサイルの探知・追尾を可能とするもので、平成11年度より開発（旧称：FPS-XX）

4) fire unit（対空射撃部隊の最小射撃単位）

図表Ⅲ-1-2-2 BMD 整備構想・運用構想 (イメージ図)



本年度予算においては、BMD経費として、①レーダーなどの整備や維持・整備体制の構築などにより、運用基盤の充実・強化、②イージス艦の改修やPAC3ミサイルの取得といった迎撃システムの整備の継続などにより、計約930億円(契約ベースの金額で初度費を除く。)を計上している。

(2) 将来の能力向上

依然として弾道ミサイル技術の拡散は進展しており、各国が保有する弾道ミサイルも将来的には、デコイ(おとり)を用いて弾頭の迎撃を欺瞞(きまん)するなど、迎撃回避措置を備えたものになっていく可能性は否定できない。

また、従来型の弾道ミサイルに対しても、一つのシステムが防護できる範囲の拡大や迎撃確率を向上することなどが求められ、迎撃ミサイルの運動性能の向上などを図り、BMDシステムの効率性・信頼性の向上に取り組ん

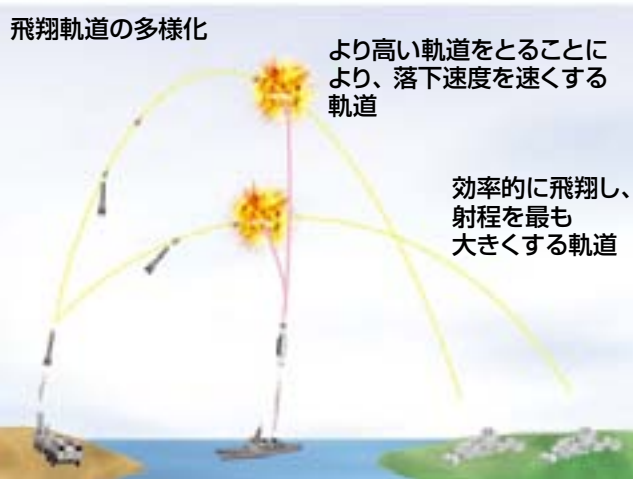
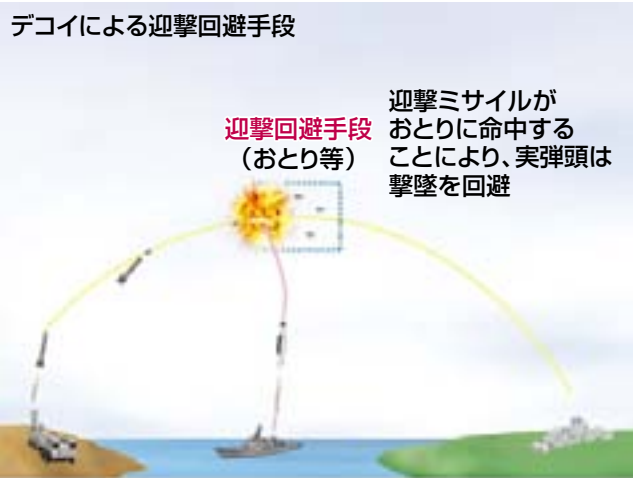
でいくことが必要である。

このような観点から、中期防においては、本年度以降(防衛大綱の別表に掲げる体制を整備した後)のイージス



ペトリオットPAC-3と空自隊員

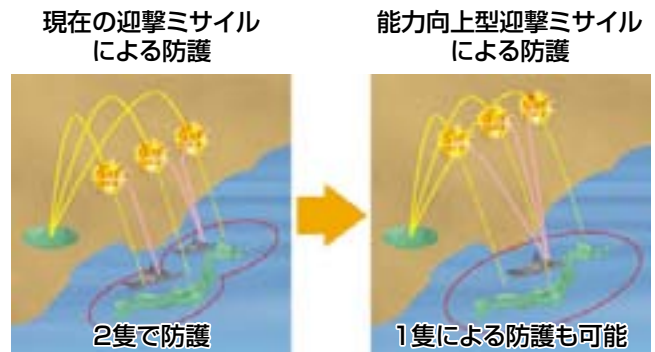
図表Ⅲ-1-2-3 将来的な弾道ミサイルの迎撃回避手段



艦とペトリオット・システムの能力向上のあり方について、「米国における開発の状況などを踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる。」こととしている。また99（同11）年から実施した日米共同技術研究で得られた研究成果を踏まえ、06（同18）年から能力向上型迎撃ミサイルにかかわる日米共同開発を開始し、さらに、レーダーや戦闘指揮システムの能力向上を図るための日米共同研究を行うなど、将来の能力向上に努めている。

（図表Ⅲ-1-2-3・4 参照）

図表Ⅲ-1-2-4 BMDミサイルの将来の能力向上による防護範囲の拡大（イメージ図）



2 法制・運用面の整備

(1) 弾道ミサイル対処に関する法的措置

わが国に弾道ミサイルなど⁵が飛来する場合の対処において、それが武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃である場合は、武力攻撃事態における防衛出動により対処することとなる。

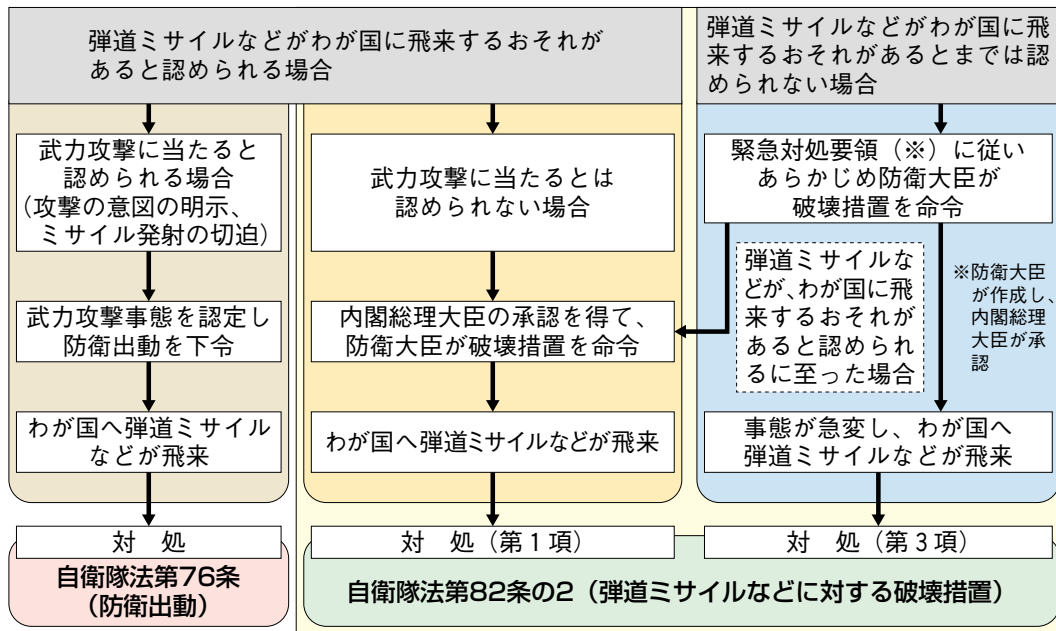
一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来する場合に、武力攻撃事態が認定されておらず、防衛出動が下令されていない場合については、①迅速かつ適切な対処を行うこと、②文民統制を確保することを十分考慮し、以下の措置をとることができることとなっている。

ア 防衛大臣は、事前の兆候などに基づき、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて現に飛来したときには同ミサイルを破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる⁶。

5) 弾道ミサイルその他その落下により、人命または財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のものをいう。

6) 自衛隊の具体的な動きの一例としては、弾道ミサイルなどの飛来に備え、防衛大臣の当該命令を受けて、弾道ミサイルなど対処のための空自のペトリオット PAC-3や海自のイージス艦を展開し、弾道ミサイルなどが飛来してきた場合に、先に下された大臣の命令に基づきこれを破壊することができる。

図表Ⅲ-1-2-5 弾道ミサイルなどへの対処の流れ



イ また、上記の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合や、事故や誤射による場合などのように、事態が急変し、大臣が内閣総理大臣の承認を得るとまがないことが考えられる。大臣は、このような場合に備えて、平素から、緊急対処要領を作成して、内閣総理大臣の承認を受け、わが国領域における人命または財産に対する被害を防止するため、この緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、一定の期間を定めて、実際に弾道ミサイルなどが飛来したときにイージス艦などにより当該弾道ミサイルの破壊措置をとるべき旨を命令しておくことができる。

(図表Ⅲ-1-25 参照)

(2) 文民統制の確保の考え方

弾道ミサイルなどへの対応については、自衛隊の対応だけではなく、国民への警報や避難といった国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊急時に備えた態勢強化など、政府全体として対応することが必要である。また、わが国に弾道ミサイルなどが現に飛来する場合には、迎撃ミサイルを用いて破壊する

ことが必要となる。さらに、飛来のおそれの有無についても具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価し、政府として判断する必要がある。

このような事柄の重要性および政府全体としての対応



SM-3発射の瞬間 (海自イージス艦「こんごう」)

の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認（閣議決定）と防衛大臣の個別の命令を要件とし、内閣および防衛大臣がその責任を十分果たし得るようにしている。さらに、じ後の国会報告についても法律に明記し、国会の関与についても明確にしている。

また、防衛大臣は、昨年3月わが国初のペトリオットPAC3の配備に伴い、前述の緊急対処要領を作成し、同年12月にはイージス艦への弾道ミサイル対処能力付与に伴う改正⁷を行い、いずれも内閣総理大臣の承認を受けたところである。これにより、緊急の場合を含め、わが国自身による迅速かつ適切な対処に必要な制度が整えられた。

参照 > 資料27 (P338)

(3) 運用面の取組

ア 統合運用による弾道ミサイルなどへの対処

飛来する弾道ミサイルなどの破壊は、海自のイージス艦、空自のレーダー、ペトリオット・システムおよび、JADGEをはじめとする各種指揮統制・戦闘管理・通信を実施するシステムが一体となって行われる。BMDシステムの運用については、たとえば、空自航空総隊司令官を指揮官とした一元的な運用のあり方を含め、効果的な対処について検討を行うとともに、各種態勢を整えているところである。また、着弾した弾道ミサイルによる被害については、陸自が中心となって対処する。

イ 弾道ミサイル攻撃対処のための日米の協力

BMDシステムの効率的・効果的な運用のためには、在日米軍をはじめとする米国とのさらなる協力が必要であり、日米安全保障協力の方向を示した05（平成17）年10月、06（同18）年5月および昨年5月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）においても、このための関連措置が合意された。

また、昨年11月の日米防衛相会談においても、日米両国のBMDシステムの整備が進む中、今後、運用面に焦点

をあてて協力を進めていくことで一致した。

参照 > 2章2節 (P197)、2章3節 (P209)

3 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路である①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階のそれぞれの段階に適した迎撃システムを組み合わせて、相互に補って対応する多層防衛システムの構築を目指しており、可能なものから早期に配備することとしている⁸。

(図表Ⅲ-1-2-6 参照)

日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛能力が、わが国に段階的に配備されている。

まず、在日米軍は、06（平成18）年6月、空自車力分屯基地（青森県）に、BMD用移動式レーダーを配備した⁹。また、同年10月、沖縄県の嘉手納飛行場などにペトリオットPAC3を配備した。さらに、06（同18）年8月以降、BMD能力搭載イージス艦が、わが国およびその周辺に前方展開している。

このように、米軍のミサイル防衛能力がわが国に配備されることは、わが国国民の安全の確保にもつながるものである。

(2) 能力向上型ミサイルに関する日米共同開発

98（同10）年、政府は、安全保障会議の了承を経て、99（同11）年度から海上配備型上層システム（現在の海上配備型ミッドコース防衛システム）の日米共同技術研究に着手することを決定した。

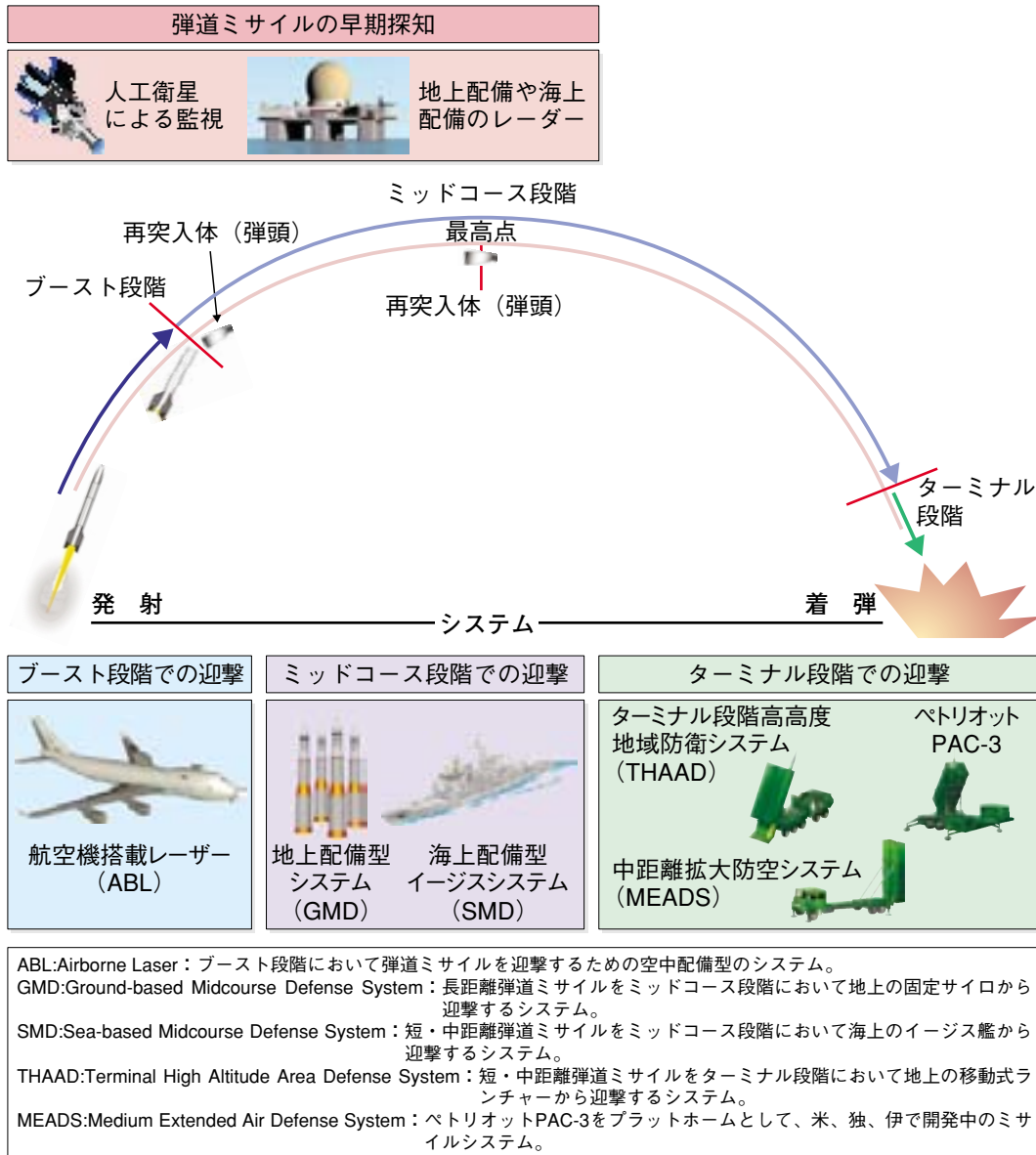
この共同技術研究は、わが国が現在整備を進めている海上配備型ミッドコース防衛システムとは異なり、より高い能力を目指した迎撃ミサイルを、日米が共同して設計、試作および必要な試験を行うものである。これまで

7) イージス艦（こんごう）に搭載する海上配備型ミサイル（SM-3）がハワイ沖での発射試験の成功により配備可能になったことを受けた改正である。変更事項は、①弾道ミサイルなどの破壊方法にスタンダード・ミサイルSM-3を追加する、②自衛隊の部隊の行動範囲を首都圏に限定しない、③協力する関係行政機関である内閣官房、警察庁、消防庁、外務省、水産庁、国土交通省、海上保安庁に経済産業省を追加することである。

8) 米国は、ミサイル防衛システムの研究開発や配備については、その時々技術的に可能なシステムを配備しつつ、漸次能力向上を図っていくこととしており、これを進化的開発手法と称している。

9) レーダーは、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

図表Ⅲ-1-2-6 米国の弾道ミサイルに対する多層防衛の例



ミサイルの主要な4つの構成品¹⁰⁾に関する設計、試作および必要な試験を行った。

日米共同技術研究において、要素技術の確認が終了し、技術的な課題解明の見通しを得たことから、05(同17)年12月の安全保障会議および閣議において、日米共同技術研究の成果を、能力向上型迎撃ミサイル開発の技術的基盤として活用し、共同開発へ移行することを決定し、06(同18)年6月、日米両政府間で正式に合意した。本年度

予算においては、将来のBMDシステムに関する共同開発などのための経費として、約202億円を計上している。

(図表Ⅲ-1-2-7 参照)

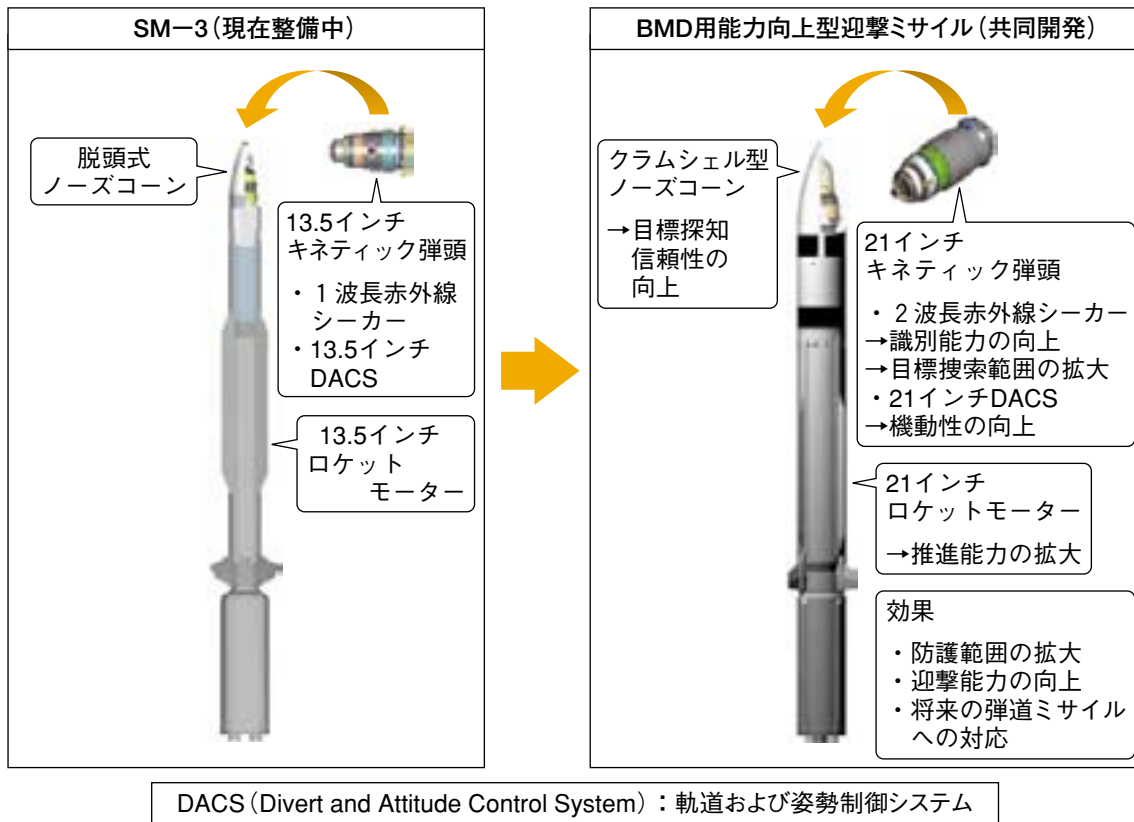
参照 > 資料26 (P337)

(3) 武器輸出三原則等との関係

わが国のBMDシステムは、現在わが国が保有しているイージス艦とペトリオット・システムの能力向上などに

10) ノーズコーン、第2段ロケットモーター、キネティック弾頭、赤外線シーカーをいう。

図表Ⅲ-1-2-7 能力向上型迎撃ミサイル日米共同開発の概要



より構成するものであり、武器輸出三原則等との関係で問題が生じるものではない。

一方、より将来的な能力向上を目指したBMDに関する日米共同技術開発に関しては、開発の一環として、わが国より米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（同16）年12月の官房長官談話において、武器輸出三原則等によらないとされたことを受け、05（同17）年12月の共同開発への移行決定にあたって、米国への供与が必要となる武器については、武器の供与の枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理を行う前提で、武器輸出三原則等によらないとされた。

06（同18）年6月には、米国に対する武器および武器技術の供与に関する書簡の交換が行われ、わが国の事前同意のない目的外利用や第三国移転を禁止するなどの厳格な管理の下に武器および武器技術を提供する枠組みが合意された。

参照 > Ⅱ部2章2節 (P112)

(4) 日米BMD協力の強化

わが国はBMDシステム導入決定後、日米BMD協力の強化のための取り組みを、継続的に実施してきている。

中期防では、日米安全保障体制の強化のための施策として、「弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取り組みを強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する。」こととした。さらに、閣議決定を経て、BMD協力に関する書簡を外務大臣と駐日米国大使との間で交換するとともに、防衛庁（当時）と米国防省との間でBMD協力に関する了解覚書（MOU）が、04（同16）年に締結された。

Memorandum of Understanding

また、06（同18）年6月には、日米共同開発を協力の対象に含めた、BMD協力に関する書簡の交換が、外務大臣と駐日米国大使との間で行われた。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街地化が進んでいるわが国においては、比較的少数の人員による潜入、攻撃であっても、わが国の平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした行動には、警察機関が第一義的に対処する潜入した武装工作員¹⁾などによる不法行為から、わが国に対する侵略が行われた場合の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作などの武力攻撃などさまざまな態様がある。



市街地戦闘訓練を行う陸自隊員

は、速やかに情報収集態勢を確立し、ゲリラや特殊部隊を早期に発見して捕獲または撃破することとなる。この際、攻撃による被害を最小限にして事態を早期に収拾することが重要である。

ア ゲリラや特殊部隊の捜索・発見など

ゲリラや特殊部隊の輸送の手段である各種艦船や潜水艦などを早期に発見し、護衛艦、潜水艦や海・空自の航空機などによる洋上での阻止などに努めるとともに、ゲリラや特殊部隊が、わが国領土内に潜入するおそれがある場合、陸自の偵察部隊などで沿岸部での警戒監視を行い、これらが領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などによる捜索・発見を行う。また、必要に応じ、重要施設などに警護のための部隊を配置し、早期に警護態勢を確立する。



検問訓練を行う陸自隊員

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

(1) 基本的な考え方

ゲリラや特殊部隊によりわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、防衛出動により対処する。わが国に対する武力攻撃の態様として、①不正規軍の要員であるゲリラによる施設などの破壊や人員に対する襲撃などや、②正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、作戦中枢への急襲などがある。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦で

イ ゲリラや特殊部隊の捕獲・撃破

ゲリラや特殊部隊を発見した場合、その地域に速やかに戦闘部隊を集めてこれを包囲した上で、捕獲または撃破する。

(図表Ⅲ-1-28 参照)

1) 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者などをいう。

図表Ⅲ-1-2-8 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



2 武装工作員などへの対処

参照 > 資料28~29 (P339~342)

(1) 基本的な考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生じた事案の様相に応じ、基本的に図表Ⅲ-1-2-9のように対応する。

(2) 武装工作員などへの対処のための自衛隊法の改正

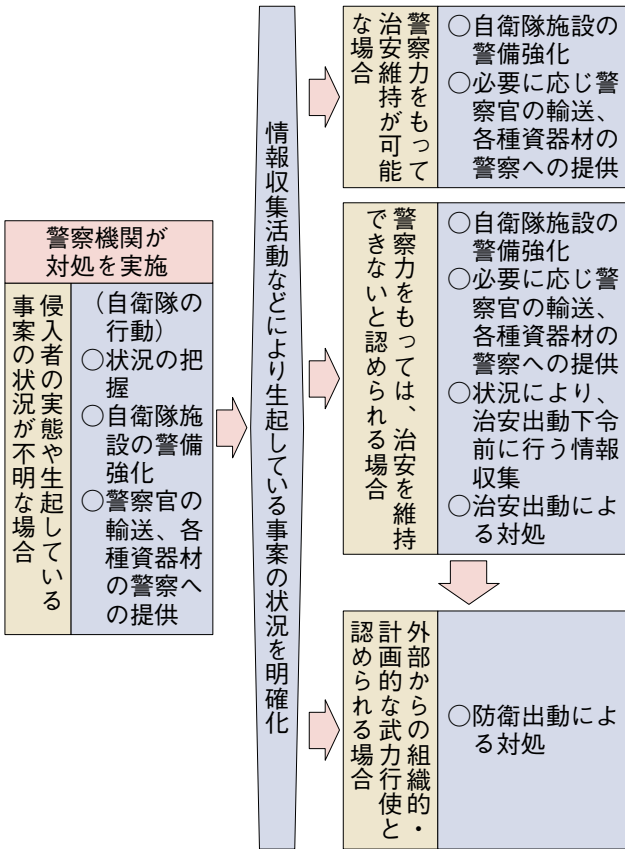
武装工作員などへの対処を迅速かつ効果的に行うため、01（平成13）年、自衛隊法を改正し、①治安出動下令前に行う情報収集およびその場合の武器の使用の規定を新設し、②治安出動時の武器の使用の規定を改正した。

(3) 警察との連携強化のための措置 ア 連携強化のための枠組みの整備

武装工作員などへの対処にあたっては、警察機関との連携が重要である。このため、00（同12）年、治安出動の際における自衛隊と警察との連携要領についての基本協定（54（昭和29）年に締結）を改正し、暴動鎮圧を前提とした従来の協定を、武装工作員などによる不法行為にも対処できるようにした²ほか、02（平成14）年に、陸自の師団などと全都道府県警察との間で、治安出動に関する現地協定を締結した。

2) 正式名称は「治安出動の際における治安の維持に関する協定」であり、防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された。

図表Ⅲ-1-2-9 武装工作員などへの対処の基本的な考え方



警察と共同した緊急輸送訓練

警察、第10師団と愛知・岐阜・三重各県警察、第14旅団と愛媛・高知各県警察、第1師団と静岡・神奈川・山梨各県警察、第13旅団と広島・島根・岡山・山口・鳥取各県警察、第4師団と長崎・佐賀・大分各県警察、第8師団と熊本・鹿児島・宮崎各県警察および第7師団と北海道警察、との間で共同実動訓練を行い、治安出動の際の連携要領について確認した。

参照 > 資料70 (P388)

3 核・生物・化学(NBC)兵器への対応

近年、NBC兵器とその運搬手段およびこれらの関連資器材が、テロリストや懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。このような大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる可能性がある。95(平成7)年の東京での地下鉄サリン事件³や01(同13)年の米国での炭疽菌入り郵便物事案⁴の発生は、これらの兵器が使用された例である。

(1) 基本的な考え方

わが国でいわゆるNBCテロが発生し、これが外部からの武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりわが国を防衛するために必要な対処や被災者の救援などを行う。ま

さらに、04(同16)年、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。

イ 警察との共同訓練

武装工作員などへの対処に際し、現地レベルでの相互の連携を一層緊密なものとするため、05(同17)年7月までに、現地協定の締結主体である師団などと全都道府県警察との間で共同図上訓練を実施した。これらの共同図上訓練の成果に基づき、同年10月には、陸自北部方面隊と北海道警察との間で、初の共同実動訓練を実施し、これを皮切りに、昨年度は、第12旅団と群馬・栃木各県警

3) 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染などの作業を行った。

4) 01(平成13)年9月以降、米国で、炭疽菌入りの郵便物が、上院議員、マスコミ関係者などに郵送された。

た、NBCテロが発生し、外部からの武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携してテロを行う者の鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、被災者の救助、被害の拡大防止などの観点から、災害派遣や国民保護等派遣などにより、陸自の化学科部隊および各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況などに関する情報収集、除染活動、傷病者などの搬送、医療活動などについて関係機関を支援する。

(2) NBC兵器への対応にかかわる防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊では、中期防において、NBC兵器による攻撃への対処能力の向上を図ることとし、具体的には、さまざまな場面で中心的な役割を担っている陸自において中央即応集団に全国で運用できる中央特殊武器防護隊を新編し、NBC兵器防護能力を強化するとともに、化学科部隊の人的充実や、化学防護車、除染車、個人用防護装備、化学防護衣など各種防護器材の充実、NBC偵察車、携帯型化学剤自動検知器および除染セットなどの研究開発を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。また海自および空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

参照 > Ⅱ部2章3節 (P115)

(3) 核・放射線兵器に関連する物質⁵への対処

核兵器に関連する物質は、身体に直接傷害が発生しない場合であっても、被ばくにより、身体にさまざまな影響が及ぶことから、その特性を踏まえた適切な防護と被ばく管理が必要である。

防護マスクと防護衣を着用することで放射性物質の吸入による内部被ばく⁶を、また、化学防護車で放射線による外部被ばく⁷を一定程度防ぐことができる。そのため、限定的ではあるが、これらの装備品を保有している化学

科部隊などによる活動が考えられる。この場合、自衛隊は関係機関と連携しつつ、汚染状況の測定、傷病者の搬送などを行う。

(4) 生物兵器への対処

ア 生物剤を使用したテロに対する災害派遣を行う場合

生物剤は、一定の潜伏期間を有し、初期症状だけでは、原因が生物剤かどうかの判定が困難であるといった特徴がある。このため、密かに生物剤が散布された場合、被害が発生・拡大した段階に至って初めて何らかの人為的な原因が推測されるなど、テロが行われたことを被害発生以前に認知することは極めて困難であることが予想される。

こうした被害の発生に際しては、第一義的には医療機関などが対応し、自衛隊は、主として除染活動、患者などの輸送、医療活動を行う。

(図表Ⅲ-1-2-10 参照)

イ 生物兵器対処への取組など

防衛省・自衛隊は、運用研究などによる対処能力の向上を目的とした「生物兵器対処セミナー」の開催など、各種取組を行っている。

また本年3月には、生物兵器による被害を局限するため、生物剤対処用衛生ユニットを用いて、感染の疑いのある患者を隔離・収容し、早期に診断・治療方針を決定する防衛大臣直轄の部隊として、対特殊武器衛生隊を新編した。

(5) 化学兵器への対処

化学剤は、生物剤と異なり一般に傷害の発生が早く、被害発生時の迅速な初動対処が極めて重要である。

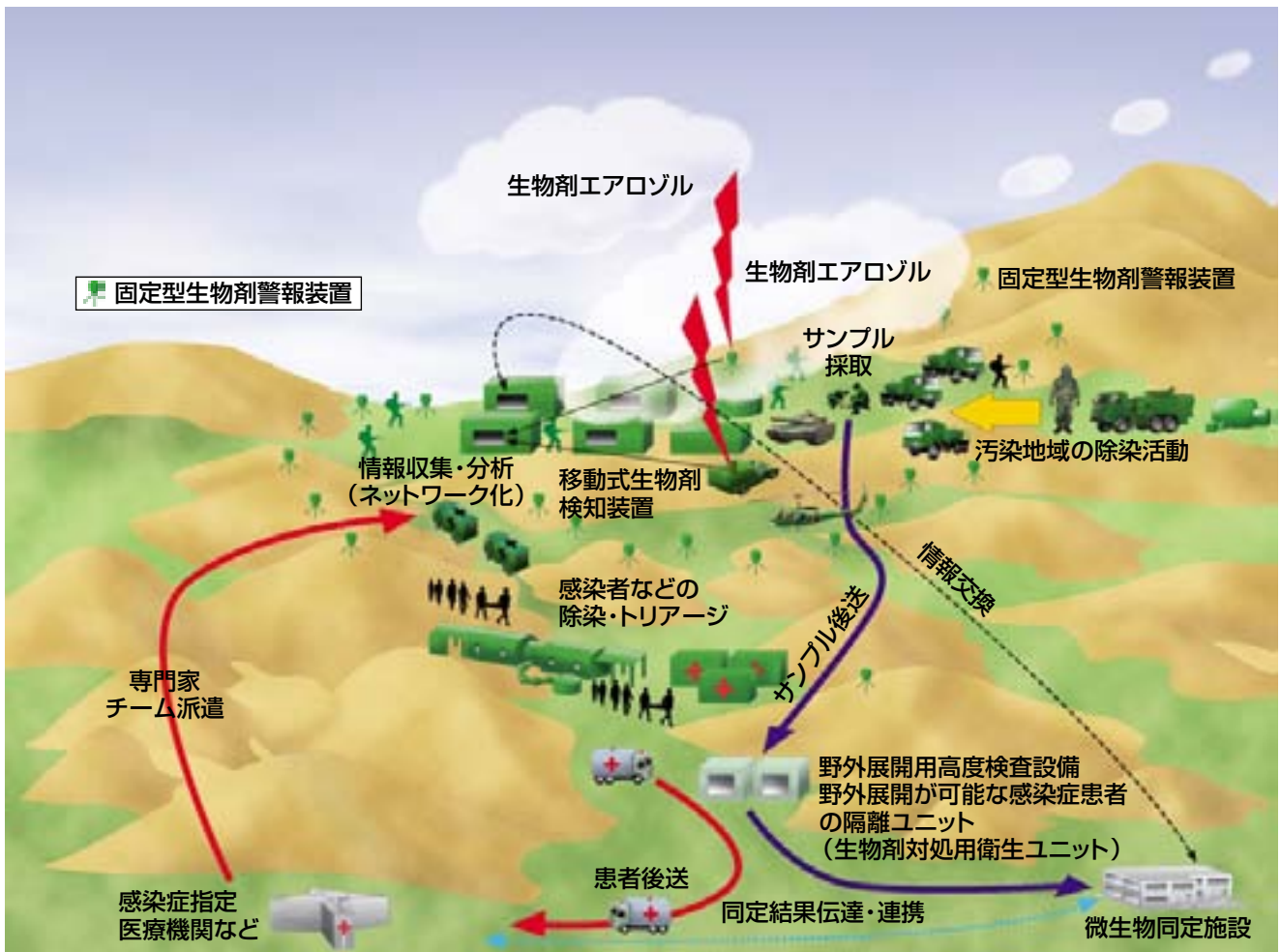
化学剤に対しては、陸自の化学科部隊などに装備されている化学防護衣や化学防護車で防護が可能であり、災害派遣などにより派遣された陸自の化学科部隊や衛生科

5) 99(平成11)年、茨城県東海村のJCOウラン加工工場での核燃料サイクル中に発生した臨界事故では、臨界に伴い発生した放射線により現場作業員が被ばくし、死亡者が発生した。この際、災害派遣として陸自の化学科部隊が出動した。

6) 呼吸器などを通して体内に取り込まれた放射性物質からの放射線による被ばく

7) 体外にある放射性物質による放射線の直接の被ばく

図表Ⅲ-1-2-10 将来の生物兵器対処（イメージ図）



部隊などが、汚染地域で、化学検知器材による化学剤の検知、傷病者の搬送、除染、医療活動を行う。また、自衛隊の出動に至らない事態でも、自衛隊は、必要に応じ関係機関への化学防護衣などの貸与、化学科部隊の連絡要員などの派遣を行う。



除染活動訓練を行う陸自隊員

3 とうしょ 島嶼部に対する侵略への対応

防衛大綱では、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在するわが国の地理的特性について、安全保障上の脆弱性^{ぜいじやく}と位置付けている。特に、多くの島嶼が存在するという地理的特性から、わが国に対する武力攻撃の形態の一つとして島嶼部に対する侵略が予想される。

島嶼部に対する侵略に対応するための作戦

島嶼部に対する侵略への対応は、自衛隊が平素から行っている警戒監視や軍事情報の収集などにより、早期に兆候を察知することが重要である。対応にあたっては、本格的な着上陸侵攻対処における作戦の形態と共通する点が多いが、事前に兆候を得た場合には敵の部隊などによる侵略を阻止するための作戦を行い、また、事前に兆候が得られず当該島嶼を占領された場合などにはこれを撃破するための作戦を行う。

これらの作戦を行う上では、統合運用による部隊の機



米国において島嶼部における訓練を行う陸自隊員

動的な輸送・展開などが必要であり、各自衛隊は、相互に連携して、部隊を迅速に集中し、敵の部隊などを阻止・撃破する。

4 周辺海空域の警戒監視および領空侵犯や武装工作船などへの対応

本格的な侵略事態はもとより、新たな脅威や多様な事態に際し、自衛隊が迅速に対応するためには、平素から領海・領空とその周辺の海空域を常時警戒監視し、防衛に必要な情報を収集・処理することが、極めて重要である。このため、自衛隊は、わが国の平和と安全の確保に直接結びつくさまざまな活動を行っている。

1 周辺海域における警戒監視

海自は、1日に1回を基準として哨戒機（P-3C）により、北海道の周辺海域、日本海と東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。また、ミサイル発射に対する監視など必要に応じ、随時、護衛艦・航空機を柔軟に運用して警戒監視活動を行い、わが国周辺における事態への即応態勢を維持している。

さらに、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが、24時間態勢で警戒監視活動を行っている。



監視飛行中の海自P-3C哨戒機

2 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

空自は、全国のレーダーサイトと早期警戒機（E-2C）、早期警戒管制機（E-767）などにより、わが国とその周辺

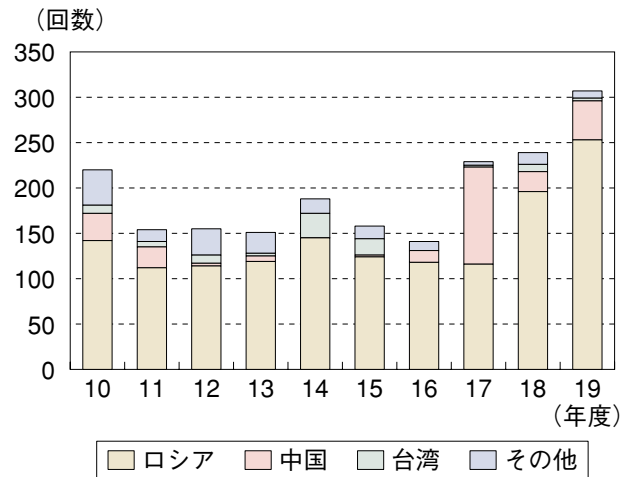
の上空を24時間態勢で監視している。また、戦闘機が直ちに発進できるよう、その一部を常に待機させている。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、緊急発進した空自の戦闘機などがその航空機に接近して状況を確認し、必要に応じてその行動の監視を行う。実際に領空侵犯が発生した場合には、退去の警告などを発する。

なお、昨年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は307回であり、増加傾向¹にある。

本年2月9日には、ロシア空軍のTu-95による伊豆諸島南部そらふ嶺岩付近の領空侵犯が発生し、空自の戦闘機などが緊急発進して対処した。

（図表Ⅲ-1-2-11 参照）

図表Ⅲ-1-2-11 最近10年間のスクランブル実施回数とその内訳



緊急発進のためF-15戦闘機に搭乗する空自隊員

3 領水²内潜没潜水艦への対処

(1) 基本的な考え方

わが国の領水内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、96（平成8）年の閣議決定³などに基づき海上警備行動⁴を発令し、自衛隊が当該潜水艦に対して、海面上を航行し、かつその旗を揚げる旨要求することおよび当該潜水艦がこれに応じない場合にはわが国の領海外への退去要求を行う。

(2) 中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案を踏まえての措置など

04（同16）年11月、先島群島周辺のわが国領海内で潜没航行している中国原子力潜水艦が発見され、これに対しては、自衛隊法第82条および96（同8）年の閣議決定に定める手続きに従い、海上警備行動を発令して対処した。しかし結果として、当該潜水艦の入域情報に接してから海上警備行動の発令までに相当の時間を要したことから、この教訓を踏まえ、政府としては次の対処方針などを定めた。

ア 対処方針

（ア）領水内潜没潜水艦に対しては、原則として海上警備行動により、浮上要求、退去要求などの措置を実施

（イ）防衛大臣は、事案発生に際し、所要の手続きを経て、海上警備行動を速やかに発令

- このため、わが国領海に接近する潜水艦の情報が得られた場合には、これを早期に政府部内で共有
- 当該潜水艦がわが国領海内に侵入した場合には、特

1) 緊急発進対象機の国籍別の割合（推定含む。）はロシア約82%、中国約14%、台湾約1%、その他約3%

2) 領海および内水

3) 96（平成8）年12月安全保障会議および閣議で決定された「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」

4) 正式には「海上における警備行動」（自衛隊法第82条）という。海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合に自衛隊がとる行動で内閣総理大臣の承認が必要

段の事情がない限り、直ちに海上警備行動を発令
 (ウ) 当該潜水艦がわが国領海を出域した後も、再侵入の可能性の見極め、国籍の特定などのため、原則として海上警備行動を継続
 (エ) 関係国と連絡をとり必要な措置を講じつつ対処
 (オ) 領水内潜没潜水艦の状況、政府の対処などについては、安全保障上の観点などに留意しつつ、海上警備行動の発令の公表は速やかに行うなど、国民に対し適切かつ時宜を得た説明を実施
 (カ) 以上の方針を確実に実施するため、必要なマニュアル（対処要領）を関係省庁間で共有

イ 領水内潜没航行潜水艦対処のための装備などの充実

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、当該潜水艦に対するわが国の意思を表示する能力の整備・向上および浅海域における潜水艦対処能力の維持・向上を図っている。

4 武装工作船などへの対処

(1) 基本的な考え方

不審船には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処することが不可能または著しく困難と認められる場合には、機を失することなく海上警備行動を下令し、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処する。

防衛省・自衛隊では99（平成11）年の能登半島沖での不審船事案⁵や、01（同13）年の九州南西海域での不審船事案⁶などで得られた教訓・反省事項を踏まえ、不審船に対して効果的かつ安全に対処するため、関係省庁と連携を強化し、政府として万全を期すべく必要な措置を講じ

てきている。

(2) 不審船対処のための自衛隊法の改正

不審船を停船させるための武器使用権限のあり方を中心に法的な整理を含めた検討が行われ、01（同13）年、自衛隊法を改正し、海上警備行動時などの武器使用の規定を追加した。

参照 > 資料28 (P339)

(3) 不審船対処のための装備などの充実

海自は、①新型ミサイル艇の速力向上など⁷、②「特別警備隊」⁸の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）⁹の装備、⑤艦艇要員充足率の向上などの事業を行った。

(4) 海上保安庁との連携の強化のための措置 ア 連携強化のための枠組みの整備

99（同11）年、防衛庁（当時）は、海上保安庁との間で「不審船に係る共同対処マニュアル」を策定し、不審船が発見された場合の情報連絡体制や初動対処要領、海上警備行動の発令前後における役割分担（共同対処要領）などについて規定した。

イ 海上保安庁との共同訓練

防衛省および海上保安庁は、定期的な相互研修、情報交換および共同訓練などを実施するとともに、海自は、同マニュアルに基づき、不審船に対する追尾・捕捉の要領や通信などの共同訓練を海上保安庁と行っており、連携の強化を図っている。

昨年3月12日には、佐世保沖において、共同実動訓練を行った。

5) 警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島東方、佐渡島西方の領海内で日本漁船を装った北朝鮮の工作船と判断される不審船2隻を発見した。巡視船、護衛艦、航空機などで1昼夜にわたり追跡したが、両船は、防空識別圏外へ逃走し、北朝鮮北部の港湾に到達したものと判断された。

6) 警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が不審な船舶を発見し、巡視船、航空機で追尾・監視を行った。不審船は海上保安庁の度重なる停船命令を無視し逃走を続けたため、射撃警告の後、威嚇射撃を行った。しかし同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行い、その後同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没するに至った。捜査過程で判明した事実などから、北朝鮮の工作船と特定された。02（平成14）年にも、警戒監視活動中の哨戒機（P-3C）が能登半島沖の北北西約400km（わが国の排他的経済水域外）において不審船の疑いのある船舶を発見し、巡視船、護衛艦、航空機で追尾・監視を行った事案が起きている。

7) 04（平成16）年3月までに、計6隻が就役し、主に次の点を充実させている。①速力を約40ノットから約44ノットに向上、②12.7mm機関銃の装備、③艦橋への防弾措置を実施、④暗視装置の装備

8) 01（平成13）年3月、海上警備行動下の不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

9) 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして、跳弾の防止が図られている。

5 大規模・特殊災害などへの対応

自衛隊は、災害発生時に、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、さまざまな災害派遣活動を行っている。現在、自然災害だけでなく、多様な事態に際して、自衛隊が大きな役割を果たしている。

1 災害派遣などのしくみ

(1) 災害派遣などの種類

ア 災害派遣

災害派遣は、自衛隊法第83条の規定上、基本的には都道府県知事からの要請により部隊などを派遣することを原則としている。これは、都道府県知事が区域内の市町村における災害の態様を全般的に掌握し、消防、警察といった都道府県および市町村の災害救助能力などを考慮した上で、自衛隊の派遣の要否、活動内容などを判断するのが最適との考えによるものである。他方、災害対策基本法第68条の2の規定により、市町村長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、応急措置を行う必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。また、都道府県知事への要求ができない場合には、その旨および災害の状況を防衛大臣または大臣が指定する者に通知することができる。そして、市町村長から通知を受けた防衛大臣または大臣が指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊などを派遣することができることとされている。

防衛大臣または大臣が指定する者は、特に緊急な事態で、要請を待つ時間がないときには、要請がなくても、例外的に部隊などを派遣することができる。この自主派遣



熊本県美里町大雨による増水に伴う
孤立者救助活動を行う陸自隊員

をより実効性のあるものとするため、95（平成7）年に「防衛庁防災業務計画」¹（当時）を修正し、部隊などの長が自主派遣する基準²が定められた。

イ 地震防災派遣

「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言³が出されたときには、地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、防衛大臣は、地震発生前でも部隊などに地震防災派遣を命じることができる。

ウ 原子力災害派遣

「原子力災害対策特別措置法」に基づく原子力緊急事態宣言が出されたときには、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請に基づき、防衛大臣は、部隊などに原子力災害派遣を命じることができる。

1) 防衛省防災業務計画

<<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/index.html>>参照

2) ①関係機関への情報提供のために情報収集を行う必要がある場合、②都道府県知事などが要請を行うことができないと認められるときで、直ちに救援の措置をとる必要がある場合、③人命救助に関する救援活動の場合などのほか、部隊などの長は、防衛省の施設やその近傍に火災などの災害が発生した場合、部隊などを派遣することができる。

3) 地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

(2) 災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れ
自衛隊の災害派遣は図表Ⅲ-1-2-12のような流れで行われる。

(3) 災害派遣活動などにおける自衛官の権限
自衛隊法などでは、災害派遣、地震防災派遣または原子力災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官がその災害派遣活動などを効率的に行えるように、図表Ⅲ-1-2-13のような権限を定めている。

2 災害派遣の初動態勢・実施状況

(1) 災害に対する初動対処態勢

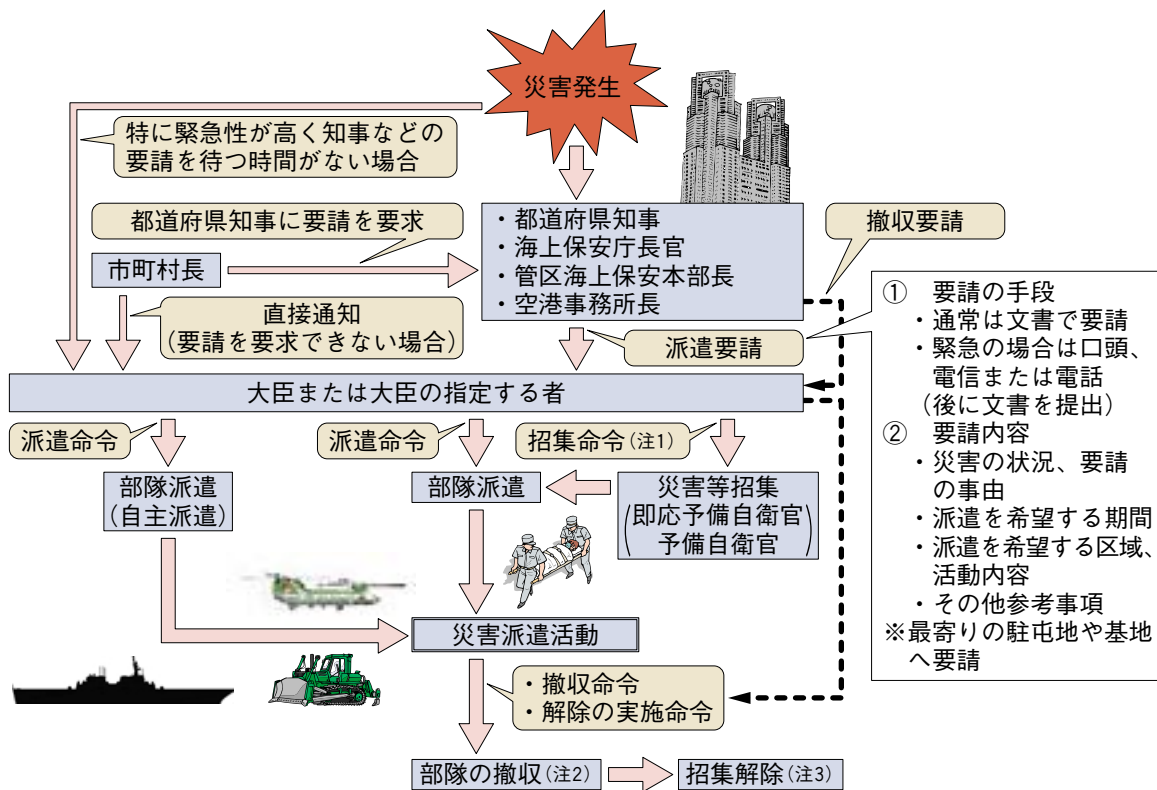
阪神・淡路大震災の教訓から、自衛隊では、災害派遣を迅速に行うため、各自衛隊は、初動に対処できる部隊

を指定している。本年5月現在、陸自は、災害派遣に即応できる部隊として全国に人員約2,700名、車両約410両、ヘリコプター約30機を指定している。海自は、応急的に出動できる艦艇を基地ごとに指定しているほか、航空機の待機態勢を整えている。空自は、航空機の待機態勢などを整えている。

また、自衛隊は、震度5弱以上の地震発生を受けた場合、自主派遣として、速やかに航空機などを使用して現地情報を収集し、官邸などに、その情報を伝達できる態勢をとっている。さらに状況に応じ、関係地方公共団体などへ連絡要員を派遣して情報収集を行うこととしている。

人命救助に関しても、陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）の各種装備を活用して、対処することが可能

図表Ⅲ-1-2-12 要請から派遣、撤収までの流れ



(注) 1 即応予備自衛官および予備自衛官の招集は、必要により行う。
2 部隊をまとめて引き上げること。
3 即応予備自衛官、予備自衛官の招集を解除すること。

図表Ⅲ-1-2-13 災害派遣活動などにおける自衛官の権限

- 1 警察官がその場にいない場合に限り、周囲の者などに警告を發し、特に緊急の場合には、危害を受けるおそれのある者を、その場の危害を避けさせるために必要な限度で、引き留めたり避難させたり、周囲の者などに危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じたり、自らその措置をとることができる。
- 2 警察官がその場にいない場合で、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要なと判断される限度において他人の土地、建物などに立ち入ることができる。
- 3 緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限された区域などにおいて、警察官がその場にいない場合には、自衛隊の緊急通行車両の通行を確保するため、道路上の放置車両の除去などの措置ができる。(地震防災派遣を除く。)
- 4 市町村長又はその委任を受けた職員や警察官、海上保安官がその場にいない場合、次の行為などを行うことができる。(地震防災派遣を除く。)
 - (1) 建物の倒壊や崖崩れがけくずの危険性の高い場合などに、警戒区域を設定し、立入制限・禁止又は退去を命ずること
 - (2) 救援活動における活動拠点や緊急患者の空輸に必要な通信中継所の確保などのため、土地や建物を使用すること
 - (3) 倒壊家屋から人命救助を行う場合などに、障害となる被災した建物などを移動し、あるいは撤去すること
 - (4) 現場の自衛官では足りない場合などに、住民又は現場にいる者に人命救助や水防などの業務を行わせること
(自衛隊法第94条、第94条の3、第94条の4および災害対策基本法参照)

である。空自は、大規模災害時などにおいて、重症患者を迅速に遠方地に搬送し、適切な治療を受けさせ得る態勢整備の一環として、06(平成18)年10月、航空機動衛生隊を新編した。

(2) 災害派遣の実施状況

ア 救急患者の輸送

自衛隊は、従来から医療施設が不足する離島などの救急患者を、航空機で緊急輸送している。昨年度は災害派遣総数679件のうち、467件がこの救急輸送であり、南西諸島(沖縄県、鹿児島県)、五島列島(長崎県)など離島への派遣が435件と多数を占めた。

その内訳は、高齢者の救急患者が最も多く、出産、事故に際しての緊急輸送もあった。また、他機関の航空機では航続距離不足などで対応できない場合には、本土から遠距離にある海域で航行している船舶の緊急患者の輸送も行っている。

イ 消火支援

昨年度の消火支援件数は、120件であり、急患輸送に次ぐ件数となっている。

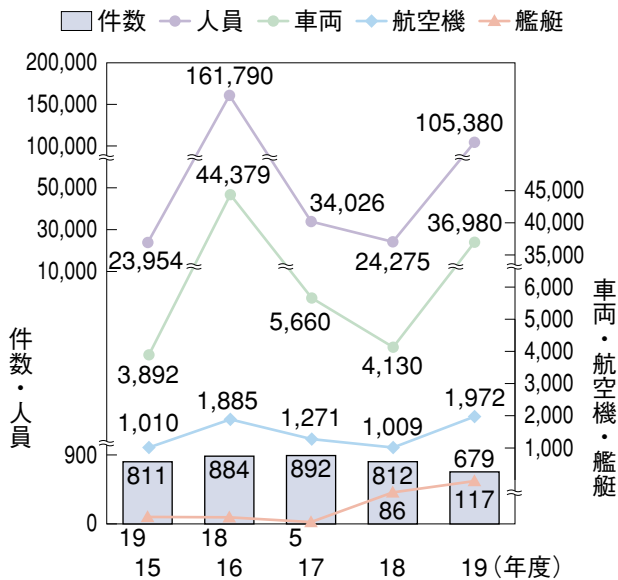
その内訳は、近傍火災に対する派遣が最も多く、昨年度は108件であった。全国に所在する各部隊などは、周辺住民の生活の安全確保に寄与するためにも、近傍火災への対処に積極的に取り組んでいる。

また、島嶼や山地など、消火が難しい場所では都道府県知事からの災害派遣要請を受け空中消火活動も行った。(図表Ⅲ-1-2-14・15参照)



山林火災に伴う消火活動を行う
陸自UH-1ヘリコプター

図表Ⅲ-1-2-14 災害派遣の実績(過去5年間)



図表Ⅲ-1-2-15 災害派遣の実績(平成19年度)

区分	件数	延べ人員	延べ車両(両)	延べ航空機(機)	延べ艦艇(隻)
風水害・震災対処	9	94,807	35,801	1,233	94
急患輸送	467	2,347	6	508	1
搜索救難	40	3,378	461	65	6
消火支援	120	3,225	431	124	
その他	43	1,623	281	42	16
合計	679	105,380	36,980	1,972	117

派遣規模はのべ人員約92,400名、車両約35,100両、艦艇94隻、航空機1,184機であった。

また、米国政府が被災地に寄贈したエアコンの設置について、東京防衛施設局(当時)職員が、米側に対して技術的支援を実施した。

本年6月14日、岩手県内陸南部を震源とする地震(マグニチュード7.2(推定))〔平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震〕が発生し、土砂崩れ、河道閉塞、断水などの被害が発生した。同日、岩手県知事からの要請を第9特科連隊長が、宮城県知事からの要請を第6師団長が受け、行方不明者の搜索、ヘリコプターなどによる孤立者の救出、道路の啓開、給水、給食、入浴支援などを行い、その規模は本年7月13日現在、延べ人員約23,990名、車両約7,150両、航空機約542機であった。

ウ 自然災害への対応

昨年7月16日、新潟県中越沖を震源とする地震(マグニチュード6.8)〔平成19年(2007年)新潟県中越沖地震〕が発生し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所3号機変圧器の火災、倒壊家屋、土砂崩れ、断水などの被害が発生した。同日、新潟県知事からの要請を、陸自第12旅団長が受理してから同年8月29日までの間、人命救出、負傷者の介護、給水、給食、入浴支援などの活動を行い、その



平成19年新潟県中越沖地震に際し
海自護衛艦から給水を受ける陸自給水車両



平成19年新潟県中越沖地震に際し
給食支援を行う陸自隊員と住民



平成19年新潟県中越沖地震による負傷者を
空自V-107救助機で空輸するため作業する
空自隊員と消防隊員など



平成19年新潟県中越沖地震に際し
入浴支援を行う海自艦艇

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

統合幕僚監部に勤務する隊員の声

統合幕僚監部 運用部

3等海佐

まつおかひろき
松岡弘紀

昨年7月16日の新潟県中越沖地震は、私が統合幕僚監部（統幕）災害派遣班に着任後、2週間目の出来事でした。その日は国民の休日（海の日）で自宅にいましたが、テレビテロップを見た長女の「お父さん、大きな地震があったみたいよ。」という言葉で私の長い勤務が始まりました。

発災後、部隊は直ちに自主派遣を行っており、自衛隊としての効率的な災害派遣活動を行うため、統幕はこれらの活動を調整することが必要でした。そのため、統幕では必要な要員を非常呼集し、勤務態勢を強化しました。私も直に出動し、統幕オペレーションルームでの勤務に就きました。大きな声が飛び交う中、現地の被災状況や部隊の活動状況の概要把握、現場の要望に基づく自衛隊の各部隊間の調整や、他省庁との連携の確保、防衛大臣、官邸への報告などに対応するため、それぞれの隊員が、陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）の垣根なく整齊と任務を遂行していきました。



勤務中の松岡3佐（右側）

今回の災害派遣では、陸・海・空自の様々な部隊が活動しました。私は海上自衛官ですが、当然、海自以外の部隊とも連携を図っていかなければなりません。統幕着任後2週間目の私にとって、海自以外の自衛隊の部隊名や所在地、装備品の名称がすぐには分からず、また、「金さんチーム？（緊急参集チーム）」、「クロノロ（クロノロジー：経過概要）」、「コンファレンス（空自の会議通信システム）」などの初めて聞く略語もあり、部隊などとの調整に際しては、まず用語の意味を理解するのに多くのエネルギーを費やしましたが、その苦労は後の業務の大きな糧となりました。

今回の災害派遣では、3自衛隊が協同して対応したことにより、発災から5日目には、4,000人を越える隊員が現地での活動に従事し、自治体のニーズに答えていくことができました。統幕運用によって、陸・海・空それぞれの自衛隊の能力を迅速かつ効果的に発揮できたと感じています。これからも、陸・海・空自の垣根を越えて国民の負託に応えられるよう努力していきたいと考えています。

3 災害対処への平素からの取組

(1) 地方公共団体などとの連携

自衛隊が、災害派遣活動を迅速かつ的確に行うためには、平素から地方公共団体などとの連携を強化しておくことが重要である。たとえば、情報連絡体制の充実、両者の防災計画の整合化、地方公共団体が行う防災訓練への積極的な参加などがあげられる。

また、自衛隊地方協力本部においては、「国民保護・災害派遣対策連絡調整官」を設置し、地方自治体との平素からの連携確保に努めている。

また、地方公共団体の防災などの業務に対し、自衛官としての経験、知識などを活用した人的協力を行うことは、地方公共団体との連携を強化する上で重要であり、地方公共団体からの要請に応じ、その分野に知見を有する

退職自衛官の推薦などを行っている。こうした形で地方公共団体の防災関連部門などの担当として在職しているのは、本年3月31日現在、全国44都道府県・77市区町村に139名である。なお、東京都の防災担当部局に現職自衛官を出向させている。また、本年4月には中部方面総監部から兵庫県防災計画室へ、兵庫県からは中部方面総監部地域連絡調整課へと事務官による相互交流を行っている。

参照 > 資料32 (P347)

さらに、都道府県が作成する地域防災計画において、災害時の自衛隊との連携について記述されているが、地方公共団体において、次に述べる点について、具体的に取り組むことは、防衛省・自衛隊が災害救援活動をより効果的に行う上で重要である。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣（新潟県中越沖地震）に従事した隊員の声（陸自）

陸上自衛隊 第2普通科連隊

1等陸曹

ふじた ひろゆき
藤田浩幸

昨年7月16日「東本町2丁目の倒壊家屋に84歳の女性が閉じ込められている、救出活動にあたれ。」との命令を受け、先遣小隊は新潟県柏崎市の現場に急ぎました。住居が隣接した瓦屋根、土壁で建てられた3階建ての蔵は1階から3階まで見るも無残に潰れていました。屋根に人命救助システム器材のチェーンソーなどで穴を開けて進入、声をかけても返事はなく、作業開始してから30分を経過し「やはり、生存は難しいのか？」絶望感を感じ始めたその時、「声がします!!」の声に現場の空気が変わりました。その後、細部位置を確認「おばあちゃん、頑張って!」と声掛けしながら隊員がたどり着き、酸素吸入し、胸に横たわる柱を油圧ジャッキにより上げ、無事に15時30分救出することができました。担架搬送中、家族に涙ながらに喜んでいただいたことが何より嬉しく感じ、人の命の大切さ、重さを痛感させられました。

ア 集結地⁴およびヘリポート⁵の確保

災害派遣部隊の現地における指揮所や宿泊・駐車・必要資材の集積などの活動拠点として、集結地が必要であり、また、災害時には車両による活動が制限される可能性もあることから、ヘリコプターによる救急患者輸送、物資輸送、消火活動のため、被災地やその近くにヘリポートを設置する必要がある。この際、ヘリコプターの円滑な離発着を確保するため、避難場所とヘリポートを明確に区分するとともに、平素から、その場所を住民に周知しておくことが必要である。なお、民生安定施設の助成事業⁶として、緊急時の避難および消防救難活動の円滑化を図るため必要とする場合には、公園を整備してきたところであり、例えば、新潟県上越市では、整備する公園を地域防災計画において災害時の臨時ヘリポートおよび

災害派遣部隊の集結地などとすることを計画している。

イ 建物の番号表示

航空機が、情報収集、人員・物資の輸送などを効率的に行うため、空中から建物を確認しやすいように、県庁、学校など防災上重要な施設の屋上に、建物を識別するための番号を表示することは有効である。これにより、建物の確認が容易となり、航空機による災害派遣活動がより迅速となる。

ウ 連絡調整のための施設などの確保

自衛隊との連絡調整のための活動施設⁷を都道府県庁内に設けることも必要である。また、避難所、ヘリポート位置などが記入された各防災機関が共通して使用する防

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣（新潟県中越沖地震）に従事した隊員の声（海自）

海上自衛隊 護衛艦みねゆき

海曹長

かねこかつお
金子勝生

昨年7月16日、護衛艦「みねゆき」は、金沢港において一般公開などの広報を行っている時に、新潟県中越沖地震が発生したため、直ちに、被災地である柏崎に向けて僚艦とともに出港しました。翌17日早朝の柏崎到着直後から、食糧、給水、入浴の支援などに従事いたしましたが、この間、救命筏（いかだ）を利用した仮設浴室の設置など、全乗員が工夫をこらし一丸となって災害派遣活動にあたりました。真夏の暑さの下、現場のニーズに即応し、被災した柏崎市民の方々がより衛生的に過ごせるよう、また精神的ストレスを少しでも緩和できるよう努めいろいろな苦労もありましたが、市民の方々の喜ぶ顔に接したときには、疲れも吹き飛び、自己の任務に対する誇りと使命感を実感することができました。この市民の喜びが、隊員の活力の源泉になったものと思っております。



救命筏を利用した仮設浴室

- 4) 集結地は、被災地近くの公園やグラウンドなどが適しており、たとえば陸自の1個連隊規模の部隊が宿泊して活動を行うのであれば、約15,000m²（東京ドーム約1/3個分の面積）、師団であれば約140,000m²（東京ドーム約3個分の面積）以上の広さが必要となる。
- 5) ヘリポートの広さは、ヘリコプターの機種や活動内容によって異なるが、1機あたりの目安として、50～100m四方が必要である。
- 6) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条に基づく補助事業
- 7) 一例としては、連絡調整業務のための仮設の通信所、連絡官の待機所、車両の駐車場などが考えられる。

災地図の整備が必要である。さらに、ヘリコプターによる空中消火のための消火器材などを整備するとともに、溜め池などの水源地の確保についても普段から調整しておく必要がある。

(2) 各種災害への対応マニュアルの策定

さまざまな形で起こり得る災害に、より迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ対応の基本を明確にして、関係者の認識を統一しておくことが有効である。このため、00（同12）年11月、防衛庁（当時）・自衛隊は、災害の類

型ごとの対応において留意すべき事項を取りまとめた各種災害への対応マニュアルを策定⁸し、関係機関、地方公共団体などに配布した。

(3) 原子力災害などへの対処

99（同11）年、茨城県東海村のウラン加工工場で発生した臨界事故の教訓を踏まえ、「原子力災害対策特別措置法」が制定され、これにともない、自衛隊法が一部改正された⁹。

東海村での臨界事故以降、経済産業省が主体となって

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣（新潟県中越沖地震）に従事した隊員の声（空自）

航空自衛隊 航空救難団飛行群新潟救難隊

3等空佐

にしむらなおき
西村直樹

昨年7月16日、海の日、祝日、自宅でのんびり寛いでいた私は、“ぐらっ”という強い揺れとともに、すぐに「地震だ、でかいぞ。」と感じました。テレビの速報で、ここ新潟で震度6強の地震が起きたことを知り、すぐさま部隊へ駆けつけました。

私は、地震の被害状況などの情報を上空から収集する命令を受け、捜索・救難ヘリコプター（UH-60J）を操縦して、新潟空港から現場に向かいました。柏崎市周辺では土砂崩れで道路や線路が遮断され、家屋の倒壊などの深刻な被害状況を確認しました。また、新潟救難隊は被災者への救援を実施するとともに、万一の大規模余震の発生に備え、待機を継続しました。

新潟県知事の現地視察に際しては、悪天候のため通常の移動手段が確保できないことから、私が県知事を空輸する任務を命ぜられました。しかし、雨と低くたれ込めた厚い雲のため陸上部上空の飛行は困難と判断し、雨雲をよけて洋上、海岸線沿いを飛行し、空輸任務を遂行することができました。

自然災害はいつ発生するか予測困難です。そのため、我々救難部隊が常に出動できる態勢を保ち、速やかに対処することで被害の局限を図り、被災者への迅速な支援に繋がることを痛感しました。

この経験を通じて、“国民を守る”という崇高な任務を改めて自覚するとともに、大きなやりがいと重い責任を感じました。今後とも日々訓練に励んでいきたいと思えます。



UH-60J操縦席の西村3佐

8) 「都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について」
<<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/keikaku/bousai/index.html>>参照

9) ①原子力災害対策本部長の要請により、部隊などを支援のために派遣することができる。②原子力災害派遣を命ぜられた自衛官が必要な権限を行使できる。③原子力災害派遣についても、必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することなどができる。④原子力災害派遣を行う場合についても、即応予備自衛官に招集命令を発することができる。

00（同12）年から実施している原子力総合防災訓練では陸・海・空自が輸送支援、住民避難支援、空中と海上での放射線観測支援などを行い、原子力災害に際しての各省庁や地方公共団体との連携要領を検討するなどの実効

性の向上を図っている。

また、原子力災害のみならず、その他の特殊災害¹⁰に対処するため、中期防において、NBC対処能力を強化することとしている。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

災害派遣に関する国民からの手紙



はらまち保育園園児



入浴支援を行う陸自隊員

¹⁰ 特殊災害は、テロリズムや大量破壊兵器などによる攻撃によっても生じる可能性がある。

6 その他の対応

1 自衛隊施設などの警護態勢の整備

テロ事案については、警察機関が第一義的に対処するが、01（平成13）年の9.11テロのような大規模なテロに対する備えに万全を期すため、同年、自衛隊法を改正し、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域の警護のため、自衛隊の部隊などの出動を可能とするとともに、通常時から自衛隊施設を警護するための武器使用を可能とした。

(1) 自衛隊の施設などの警護出動（警護出動）

内閣総理大臣は、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域における大規模なテロが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設または施設・区域の警護のため自衛隊の部隊などの出動を命ずることができる。その際、警護出動を命ぜられた部隊などの自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法に基づく権限が一部準用¹される。また、同法第7条を超える武器の使用権限なども規定された。

（図表Ⅲ-1-2-16 参照）



在日米軍施設で警護出動訓練を行う陸自隊員

防衛省・自衛隊は新たな任務である警護出動の実効性を確保するため、03（同15）年以降、各地の在日米軍施設・区域において警護出動訓練を実施しているほか、警察・海上保安庁との間で意見交換を行っている。

図表Ⅲ-1-2-16 警護出動の概要

事態	行動の要件など	主な権限など
国内にある自衛隊の施設または在日米軍の施設・区域に対する破壊行為などが行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要が認められる場合	①命令権者 内閣総理大臣 ②手続 内閣総理大臣は、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設などおよび期間を指定 ③撤収 内閣総理大臣は、指定した期間内であっても、部隊などの出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊などの撤収を命じなければならない。	①警察官職務執行法の準用 質問（※）、避難（※）、立入（※）、犯罪の予防及び制止、武器の使用 ②武器の使用（上記の武器を使用する場合のほか） 職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当な理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。（その結果、人に危害を与えることとなっても、法律に基づく正当行為と評価されることとなる。）

（※）警察官がその場にはいない場合に限る。

1) 犯罪の予防および制止、武器の使用が認められるほか、警察官がその場にはいない場合に限り、質問、避難などの措置、土地などへの立入が認められる。

(2) 通常時における自衛隊の施設警護のための武器の使用

国内の自衛隊の施設²を自衛官が職務上警護する際の武器使用権限が規定³された。

2 在外邦人などの輸送態勢の整備

(1) 自衛隊法の改正

外国での災害、騒乱、その他の緊急事態に際しての在外邦人などの輸送については、99（平成11）年、輸送手段として、それまでの政府専用機や空自の輸送機に加え、自衛隊の船舶とその船舶に搭載されたヘリコプターが追加され、また、隊員と邦人などの生命や身体を防護するため必要最小限の武器の使用ができるようになり、輸送のための態勢が強化された。なお、在外邦人などの輸送は、昨年1月、本来任務と位置付けられ、自衛隊法第84条の3に規定された。

参照 > Ⅱ部1章4節（P97）

(2) 各自衛隊の態勢など

派遣先国の空港・港湾などで、在外公館から在外邦人を引き継ぎ、航空機・船舶まで、より安全に誘導できるよう、陸自ではヘリコプター隊と誘導隊⁴の要員を、海自では輸送艦をはじめとする艦艇と航空部隊を、空自では輸送機部隊および派遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。

なお、在外邦人などの輸送任務は、基本的には各自衛隊が緊密に連携して行うため、統合調整が必要となることから、輸送機や輸送艦などを用いて統合訓練を実施するなど、任務遂行のための能力向上に努めてきた。

(3) 在外邦人などの輸送実績

イラク人道復興支援特措法に基づき派遣されていた陸自の活動などを取材するためイラクのサマーワに滞在していた報道関係の邦人10名を、04（同16）年4月15日、同



在外邦人等輸送訓練を行う海自隊員

国のタリル飛行場からクウェートのムバラク空軍基地まで、自衛隊法第84条の3（当時100条の8）の規定に基づく初めての在外邦人などの輸送として、空自輸送機（C-130H）により輸送した。

3 周辺事態への対応

防衛省・自衛隊では、周辺事態に際しては、周辺事態安全確保法や船舶検査活動法に定める後方地域支援としての物品・役務の提供や、後方地域搜索救助活動または船舶検査活動を行うこととしている。

なお、後方地域支援などは、昨年1月、本来任務と位置付けられ、自衛隊法第84条の4に規定された。

参照 > Ⅱ部1章4節（P97）

4 軍事情報の収集

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を事前に察知し、迅速・的確な情報収集・分析・共有を行うことがより一層求められており、わが国の安全保障の観点から、より広範かつ総合的な情報能力が必要となっている。

2) 自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備もしくは液体燃料を保管し、収容しもしくは整備するための施設設備、営舎または港湾もしくは飛行場にかかわる施設設備が所在するもの。

3) 当該職務を遂行するためまたは自己もしくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、正当防衛または緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

4) 輸送部隊（自衛隊の航空機・艦艇）とともに派遣され、現地において在外邦人などの誘導・防護にあたる臨時に編成される部隊

このため、防衛省・自衛隊では、情報収集手段の多様化を図るとともに、各種情報の総合的な分析・評価に努めている。具体的な情報収集活動の例としては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器の発する電波などの収集・処理・分析、②高分解能商用衛星画像データの収集・解析、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公刊情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥防衛駐在官などによる情報活動⁵などを行っている⁶。

防衛省・自衛隊では、今後とも、安全保障環境や技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力などを強化するため、人材育成および各種情報

収集器材・装置などの充実を図るとともに、その能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することとしている。

また、本年2月には、官邸における情報機能の強化の検討会議において、「官邸における情報機能の強化の方針」が取りまとめられた。防衛省としては、国家安全保障に関する官邸司令塔機能の強化を図る上で、官邸における情報機能の強化は極めて重要との認識の下、本方針に示された政策部門との接続、情報の収集および集約・分析、情報の保全といった施策の実現に協力するとともに、引き続き官邸に対し安全保障上必要な情報の提供を適時適切に行っていく。

5) 本年5月現在、防衛省から外務省に出向した自衛官である防衛駐在官48名が、37か所の在外公館などに派遣されており、自衛官の経験などを活かし、派遣された国の国防関係者や各国の駐在武官との交流を通じて軍事情報の収集などを行っている。

6) わが国の独自の画像情報収集能力を強化するため、06（平成18）年9月11日および昨年2月24日に、それぞれ3基目および4基目となる情報収集衛星の打ち上げが行われた。